

補助対象経費

補助対象経費	摘要
新商品の開発にかかる経費	原材料費 商品が完成した日又は発売を開始した日（以下「商品完成日等」という。）前に発注したもので、商品開発に要するものに限る。
	外注加工費 商品完成日等前に発注したもので、商品開発に要するものに限る。
	分析・検査料 補助対象経費は、左欄の補助対象経費の区分ごとにそれぞれ 300,000 円を上限とし、それを超える場合には、300,000 円として補助対象経費に計上することとする。
	デザイン費 包装材料費
	ラベル等印刷費 機械器具費
	共同研究費 謝金
	販促物デザイン費 販促物印刷費 販促物制作費 産業財産権等取得費 展示会等出展料
	補助対象経費は、300,000 円を上限とし、それを超える場合には、300,000 円として補助対象経費に計上することとする。
通信運搬費	商品完成日等以後に発注したものにあっては、展示会その他商品の販路開拓に要するものに限る。
その他市長が認める経費	

備考 旅費、燃料費、食糧費及び人件費を除く。